



県章

# 山形県公報

令和8年7月31日（金）

第725号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                |               |      |
|----------------|---------------|------|
| ○歳入の収納の事務の委託   | （こども子育て政策課）   | …770 |
| ○土地改良区の定款変更の認可 | （庄内総合支庁農村計画課） | …同   |
| ○公共測量の実施の通知    | （農村整備課）       | …同   |
| ○道路の区域の変更      | （最上総合支庁建設総務課） | …771 |
| ○同             | （同）           | …同   |
| ○同             | （同）           | …同   |
| ○同             | （同）           | …772 |
| ○同             | （同）           | …同   |
| ○同             | （同）           | …同   |
| ○同             | （同）           | …773 |
| ○同             | （同）           | …同   |
| ○一般国道の供用の開始    | （同）           | …同   |
| ○県道の供用の開始      | （同）           | …774 |
| ○同             | （同）           | …同   |
| ○同             | （同）           | …同   |
| ○同             | （同）           | …同   |
| ○同             | （同）           | …同   |
| ○同             | （同）           | …775 |
| ○同             | （同）           | …同   |
| ○県証紙売りさばき人の変更  | （会計局）         | …同   |

### 議 会 関 係

#### 訓 令

|                       |    |
|-----------------------|----|
| ○山形県議会公印規程等の一部を改正する訓令 | …同 |
|-----------------------|----|

### 教育委員会関係

#### 規 則

|                           |      |
|---------------------------|------|
| ○山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則 | …779 |
| ○山形県立中学校管理運営規則の一部を改正する規則  | …同   |

### 人事委員会関係

#### 訓 令

|                  |      |
|------------------|------|
| ○公印規程等の一部を改正する訓令 | …781 |
|------------------|------|

### 公 告

|                        |         |      |
|------------------------|---------|------|
| ○特定調達契約に係る落札者の公告       | （DX推進課） | …785 |
| ○令和9年度山形県立すばる中学校の入学者募集 | （教育委員会） | …786 |

## そ の 他

○山形県市町村職員共済組合の決算の公告……………（市 町 村 課）…787

---

告 示

---

**山形県告示第567号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に歳入の収納の事務を委託した。

令和8年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定公金事務取扱者の名称、事務所の所在地及び指定年月日  
社会福祉法人日本保育協会  
東京都千代田区麹町一丁目6番地2  
令和8年3月31日
  - 2 委託業務の名称  
保育士登録業務
  - 3 委託した収納の事務に係る歳入  
保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料
  - 4 委託契約の期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 

**山形県告示第568号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和8年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
最上川土地改良区
  - 2 事務所の所在地  
東田川郡庄内町余目字上梵天塚15番地
  - 3 認可年月日  
令和8年7月22日
- 

**山形県告示第569号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和8年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
鶴岡市羽黒町地内
  - 2 公共測量を実施する期間  
令和8年7月8日から令和9年1月12日まで
  - 3 作業の種類  
公共測量（用地測量）
-

## 山形県告示第570号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和8年7月31日から同年8月14日まで縦覧に供する。

令和8年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長     |
|--------------------------------------|------|--------------------|---------|
| 最上郡鮭川村大字川口字川口1822番から<br>同 左道2790番4まで | 旧    | 49.0メートル<br>} 16.0 | 128メートル |
| 同 上                                  | 新    | 69.0メートル<br>} 24.0 | 同 上     |

## 山形県告示第571号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和8年7月31日から同年8月14日まで縦覧に供する。

令和8年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新庄鮭川戸沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長    |
|--------------------------------------|------|--------------------|--------|
| 最上郡鮭川村大字京塚字下牛潜372番16から<br>同 372番21まで | 旧    | 15.0メートル<br>} 13.0 | 31メートル |
| 同 上                                  | 新    | 18.5メートル<br>} 13.0 | 同 上    |

## 山形県告示第572号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和8年7月31日から同年8月14日まで縦覧に供する。

令和8年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新庄鮭川戸沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                    | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長    |
|----------------------------------------|------|-------------------|--------|
| 最上郡鮭川村大字曲川字大森外19国有林2037林班へ小班から<br>同 まで | 旧    | 5.5メートル<br>} 4.7  | 32メートル |
| 同 上                                    | 新    | 11.0メートル<br>} 4.7 | 同 上    |

## 山形県告示第573号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和8年7月31日から同年8月14日まで縦覧に供する。

令和8年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 平田鮭川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長        |
|--------------------------------------|------|-----------------------|------------|
| 最上郡鮭川村大字中渡字小和田2240番1から<br>同 2238番1まで | 旧    | 30.0メートル<br>）<br>13.5 | メートル<br>49 |
| 同 上                                  | 新    | 30.0メートル<br>）<br>13.5 | 同 上        |

## 山形県告示第574号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和8年7月31日から同年8月14日まで縦覧に供する。

令和8年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 西郡居口線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                             | 旧新の別 | 敷地の幅員               | 延 長        |
|---------------------------------|------|---------------------|------------|
| 最上郡真室川町大字大沢字手倉沢4271番1から<br>同 まで | 旧    | 5.0メートル<br>）<br>4.5 | メートル<br>17 |
| 同 上                             | 新    | 8.0メートル<br>）<br>4.5 | 同 上        |

## 山形県告示第575号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和8年7月31日から同年8月14日まで縦覧に供する。

令和8年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 西郡居口線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                             | 旧新の別 | 敷地の幅員               | 延 長        |
|---------------------------------|------|---------------------|------------|
| 最上郡真室川町大字大沢字手倉沢3450番8から<br>同 まで | 旧    | 8.5メートル<br>）<br>4.5 | メートル<br>37 |
| 同 上                             | 新    | 8.5メートル<br>）<br>4.5 | 同 上        |

山形県告示第576号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和 8 年 7 月 31 日から同年 8 月 14 日まで縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 31 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 西郡居口線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                           | 旧新の別 | 敷地の幅員               | 延 長     |
|-----------------------------------------------|------|---------------------|---------|
| 最上郡鮭川村大字曲川字大森外19国有林31林班い小班から<br>同 丸森4603番14まで | 旧    | 15.0 メートル<br>} 11.0 | 37 メートル |
| 同 上                                           | 新    | 16.0 メートル<br>} 12.5 | 同 上     |

山形県告示第577号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和 8 年 7 月 31 日から同年 8 月 14 日まで縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 31 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 西郡居口線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                             | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長     |
|---------------------------------|------|-------------------|---------|
| 最上郡鮭川村大字曲川字丸森4656番 4 から<br>同 まで | 旧    | 6.5 メートル<br>} 6.0 | 21 メートル |
| 同 上                             | 新    | 7.0 メートル<br>} 6.0 | 同 上     |

山形県告示第578号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和 8 年 7 月 31 日から同年 8 月 14 日まで縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 31 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 458号
- 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字川口字川口1822番から  
同 左道2790番 4 まで
- 3 供用開始の期日 令和 8 年 7 月 31 日

**山形県告示第579号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和8年7月31日から同年8月14日まで縦覧に供する。

令和8年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- |           |                                      |
|-----------|--------------------------------------|
| 1 路 線 名   | 新庄鮭川戸沢線                              |
| 2 供用開始の区間 | 最上郡鮭川村大字京塚字下牛潜372番16から<br>同 372番21まで |
| 3 供用開始の期日 | 令和8年7月31日                            |

**山形県告示第580号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和8年7月31日から同年8月14日まで縦覧に供する。

令和8年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- |           |                                        |
|-----------|----------------------------------------|
| 1 路 線 名   | 新庄鮭川戸沢線                                |
| 2 供用開始の区間 | 最上郡鮭川村大字曲川字大森外19国有林2037林班へ小班から<br>同 まで |
| 3 供用開始の期日 | 令和8年7月31日                              |

**山形県告示第581号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和8年7月31日から同年8月14日まで縦覧に供する。

令和8年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- |           |                                      |
|-----------|--------------------------------------|
| 1 路 線 名   | 平田鮭川線                                |
| 2 供用開始の区間 | 最上郡鮭川村大字中渡字小和田2240番1から<br>同 2238番1まで |
| 3 供用開始の期日 | 令和8年7月31日                            |

**山形県告示第582号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和8年7月31日から同年8月14日まで縦覧に供する。

令和8年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- |           |                                 |
|-----------|---------------------------------|
| 1 路 線 名   | 西郡居口線                           |
| 2 供用開始の区間 | 最上郡真室川町大字大沢字手倉沢4271番1から<br>同 まで |
| 3 供用開始の期日 | 令和8年7月31日                       |

**山形県告示第583号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和8年7月31日から同年8月14日まで縦覧に供する。

令和8年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1

路 線 名

西郡居口線
- 2

供用開始の区間

最上郡真室川町大字大沢字手倉沢3450番 8 から  
同 まで
- 3

供用開始の期日

令和 8 年 7 月 31 日

山形県告示第584号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和 8 年 7 月 31 日から同年 8 月 14 日まで縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 31 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1

路 線 名

西郡居口線
- 2

供用開始の区間

最上郡鮭川村大字曲川字大森外19国有林31林班い小班から  
同 丸森4603番14まで
- 3

供用開始の期日

令和 8 年 7 月 31 日

山形県告示第585号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和 8 年 7 月 31 日から同年 8 月 14 日まで縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 31 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1

路 線 名

西郡居口線
- 2

供用開始の区間

最上郡鮭川村大字曲川字丸森4656番 4 から  
同 まで
- 3

供用開始の期日

令和 8 年 7 月 31 日

山形県告示第586号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年 4 月県規則第34号）第14条第 1 項の規定により、証紙の売りさばき人の変更を次のとおり承認した。

令和 8 年 7 月 31 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 売りさばき人                        |                            | 売りさばき所の所在地  | 承認年月日       |
|-------------------------------|----------------------------|-------------|-------------|
| 変 更 前                         | 変 更 後                      |             |             |
| 庄内地区身体障害者福祉団体連合会<br>理事長 五十嵐 武 | 合同会社 o h a n a<br>代表 前田 真理 | 酒田市あきほ町30番地 | 令和 8. 7. 22 |

議 会 関 係

訓 令

山形県議会訓令第 2 号

議会事務局

山形県議会公印規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 7 月 31 日

山形県議会議長 田 澤 伸 一

**山形県議会公印規程等の一部を改正する訓令**

（山形県議会公印規程の一部改正）

第1条 山形県議会公印規程（昭和37年5月県議会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項及び第3項中「原議書」を「原議」に改める。

（山形県議会事務局公文書管理規程の一部改正）

第2条 山形県議会事務局公文書管理規程（令和2年3月県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「をいう。）」を「をいう。以下同じ。）」に改め、同条中第10号を削り、第11号を第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) 文書管理システム 電子計算機を使用して文書の收受、起案、決裁、保存、廃棄その他の公文書の管理に関する事務の処理を行うための電子情報処理組織であって、総務部高等教育政策・学事文書課長が管理するものをいう。

第2条第12号中「をいう」を「（文書管理システムを除く。）をいう」に改める。

第6条第3項第3号中「廃棄」を「廃棄（電子文書の削除を含む。以下同じ。）」に改める。

第8条第3項第1号中「收受（」を「配布及び收受（」に、「除く。）」を「除く。）の補助」に改める。

第11条第1項を次のように改める。

公文書は、他の法令等の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。第33条第2項において同じ。）により作成し、取得し、又は保存しなければならない場合、当該公文書を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）により管理することによって事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがある場合その他特別の事情があると総括文書管理者が認める場合を除き、電磁的方法により作成し、取得し、又は体系的に保存するものとする。

第11条中第2項を第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 公文書のうち文書管理システム又は電子決裁システムに登録した電子公文書は、これらのシステムによる方法により体系的に保存するものとする。

3 公文書（電子公文書を除く。）は、常に丁寧に取り扱うとともに、その受渡しを確実にし、汚損が甚だしいときは、適宜の方法により補修し、常に公文書の内容が明らかであるようにしておかなければならない。

第15条第3項を削る。

第16条の前の見出しを削り、同条及び第17条を次のように改める。

（收受した文書の処理）

第16条 文書取扱担当者は、文書取扱主任者（陳情の文書については、政策調査室長）の指示により、收受した文書を担当の係長（これに準じる職にある者を含む。以下「担当係長」という。）、担当者又は名あて者（以下「担当係長等」という。）に配布しなければならない。

2 担当係長等は、文書管理システムに、件名、收受年月日その他必要な事項を入力し、收受した文書その他必要な書類を添付して登録することにより收受文書管理簿（別記様式第4号）への登録を行わなければならない。ただし、收受した文書に総括文書管理者が別に定めるものが含まれる場合は、收受文書管理簿への登録を要しないものとする。

3 担当係長等は、第1項の規定により配布を受けた紙の文書について、收受の手続をとる必要がないと文書取扱主任者が認める文書を除き、受付日付印を押印しなければならない。ただし、前項の規定により收受文書管理簿に登録した文書については、この限りでない。

4 担当係長等は、第1項の規定により配布を受けた文書のなかに異例又は疑義のあるものがあるときは、速やかに上位の職員に提示して処理方針、処理期限、合議の有無等必要な指示を受けなければならない。

5 直接文書の送達を受けた者は、收受した文書について、前3項の規定の例により当該文書を処理しなければならない。

（文書の起案等）

第17条 文書の起案は、文書管理システムに、件名、内容、理由、経緯等の必要な事項を入力し、文案及び関係文書その他必要な書類（以下「文案等」という。）を添付して登録することにより行われなければならない。ただし、文案等に総括文書管理者が別に定めるものが含まれる場合は、当該文案等を添付しないことができる。

2 前項ただし書の場合において、起案を行った者（以下「起案者」という。）は、当該文案等に文書管理システムにより出力した添付文書管理票を添えて回付を行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、文書管理システムによらずに起案を行うことができ

る。

- (1) 業務に電子決裁システム（電子決裁機能を有するもの又は決裁欄が印字された起案用紙が出力できるものに限る。）を使用する場合
- (2) 決裁又は合議を行う者が文書管理システムを使用できない場合
- (3) 起案を行う者が文書管理システムを使用できない場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、文書管理システムにより起案を行わないことについて相当な理由があると総括文書管理者が認める場合

4 前項の規定による起案は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 前項第1号 電子決裁システムによる方法又は電子決裁システムにより出力される決裁欄が印字された起案用紙を用いる方法
- (2) 前項第2号 文書管理システムにより出力した起案用紙を用いる方法
- (3) 前項第3号及び第4号 起案用紙（別記様式第5号）を用いる方法

5 文書の回覧をするときは、文書管理システムに、件名、内容等の必要な事項を入力し、必要に応じ、関係文書を添付して登録することにより行わなければならない。ただし、関係文書に総括文書管理者が別に定めるものが含まれる場合は、文書管理システムにより出力した回覧用紙を用いて処理するものとする。

6 保存期間が1年未満である文書は、収受した文書の余白に処理案を設ける等適宜の方法で処理することができる。

第18条及び第19条を削る。

第20条第1項中「、起案文書」を「、第17条第4項各号に規定する起案用紙又は前条第2項の規定による添付文書管理票を添えた文案等（以下「起案文書等」という。）」に、「当該起案文書」を「当該起案文書等」に改め、同条を第18条とする。

第21条第1項中「起案を行った者（以下「」及び「」という。）」を削り、同条第3項中「起案文書を持ち回って」を「口頭で説明し、又は起案文書等を持ち回ることによって」に改め、同条を第19条とし、同条の次に次の2条を加える。

（決裁後の処理）

第20条 起案者は、起案文書が決裁されたときは、決裁年月日を文書管理システム若しくは電子決裁システムに登録し、又は第17条第4項各号に規定する起案用紙に記入しなければならない。

（決裁文書の廃案等）

第21条 起案者は、決裁文書に基づいて公文書を施行する前に当該決裁文書を廃案とし、又は当該決裁文書の内容に変更（誤字又は脱字の訂正その他の軽微な変更を除く。）を加える必要が生じた場合、当該決裁文書を廃案とする旨又は当該変更後の内容について、その理由を添えて改めて起案し、決裁を受けなければならない。

2 前項の規定により起案した決裁文書は、前条の規定の例により処理するものとする。

第22条第1項中「記号」を「文書管理システムにより付される記号」に、「付けなければ」を「付さなければ」に改め、同項に次の1号を加える。

- (7) 災害、システム障害その他やむを得ない事由により文書管理システムが利用できないもの 主務課が管理する公文書番号簿（別記様式第6号）により会計年度による一連番号を付す方法

第22条第3項を削り、同条第4項を第3項とし、同条第5項中「付けた」を「付した」に改め、「番号及び」を削り、「、当該施行文書に係る決裁文書及び公文書番号簿（別記様式第6号）」を「文書管理システム若しくは電子決裁システムに登録し、又は当該施行文書に係る番号及び施行年月日を第17条第4項各号に規定する起案用紙」に改め、同項ただし書を削り、同項を第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 起案者は、公文書番号簿により施行文書の番号を付した場合、当該施行文書に係る番号及び施行年月日を公文書番号簿に転記しなければならない。

第22条第8項を削る。

第24条及び第25条を次のように改める。

（施行）

第24条 公文書の施行は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 郵便等による発送（使送を含む。）
- (2) 県公報に登載する方法
- (3) 電子メール又はファクシミリ装置を使用した送信
- (4) 文書管理システムを使用した送信

- (5) 山形県ホームページ又は山形県庁ポータルサイトへの掲載
- (6) 前号の方法に準ずる方法として総括文書管理者が別に定めるもの  
(郵送による文書の発送)

第25条 文書取扱担当者は、郵送による発送を要する文書（主務課で直接発送する文書を除く。）を、総務課長が定める時刻までに総務課に回付しなければならない。

- 2 文書を書留で発送するときは、総務課長が別に定める手続により行わなければならない。

第40条を第43条とし、第35条から第39条までを3条ずつ繰り下げる。

第34条第4項中「廃棄簿」を「文書管理システムをもって調製される廃棄簿」に改め、同条を第37条とする。

第33条の見出し中「公表」を「調製及び公表」に改め、同条中「は、」を「は、文書管理システムをもって調製するものとし、」に改め、同条を第36条とする。

第32条を第35条とし、第31条を第34条とする。

第30条を第33条とし、同条に次の1項を加える。

- 2 公文書ファイル等は、他の法令等の規定により書面等により保存しなければならない場合、当該公文書を電磁的方法により管理することによって事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがある場合その他特別の事情があると総括文書管理者が認める場合を除き、電磁的方法（文書管理システム又は電子決裁システムに登録した電子公文書は、これらのシステムによる方法）により体系的に保存するものとする。

第29条第1項中「第27条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、他の法令等の規定により保存期間が設定されている公文書にあっては、当該保存期間とする。

第29条第4項中「第27条第1項第3号」を「第30条第1項第3号」に改める。

第29条を第32条とし、第28条を第31条とする。

第27条第1項第4号及び第5号を次のように改める。

- (4) 電子公文書ファイル（電子公文書のみで構成される公文書ファイルをいう。）及び電子公文書について、適切に整理し、及び保存すること。

- (5) 前号の規定にかかわらず、文書管理システム又は電子決裁システムに登録した電子公文書は、これらのシステムを使用して適切に整理し、及び保存すること。

第27条第3項を次のように改める。

- 3 紙の公文書ファイルとして保存する場合、職員は、次に掲げる事務を行わなければならない。

- (1) 公文書ファイルには、文書管理システムにより出力した文書目録又は公文書索引（別記様式第7号）を付け、所要の事項を記載すること。ただし、保存期間を第32条第1項第5号又は同条第2項のいずれかに規定する期間に設定した公文書には、公文書索引を付けることを省略することができること。

- (2) 公文書ファイルの厚さは、原則として6センチメートル以内とし、表紙及び文書管理システムにより出力した背表紙を付けること。ただし、保存期間を第32条第2項に規定する期間に設定した公文書には、背表紙（別記様式第8号）を付けること。

第27条第4項及び第5項を削り、同条を第30条とし、同条の前に次の3条を加える。

（電子メールによる送信）

第27条 電子メールを使用した公文書の送信については、第22条第7項の規定により公印の押印を省略した公文書及び第23条の規定により電子署名を行った公文書について、別に定めるところにより行うものとする。

（文書管理システムによる送信）

第28条 文書管理システムにより起案された施行文書で県の組織に発するもの（総括文書管理者が定めるものを除く。）は、文書管理システムを使用して送信するものとする。

（山形県ホームページ又は山形県庁ポータルサイトへの掲載）

第29条 山形県ホームページ又は山形県庁ポータルサイトへの公文書の掲載については、電磁的記録について、別に定めるところにより行うものとする。

## 附 則

- 1 この訓令は、令和8年8月1日から施行する。

- 2 第2条の規定による改正後の山形県議会事務局公文書管理規程の規定は、この訓令の施行の日以後に収受、起案及び決裁又は施行をする文書から適用し、同日前に収受、起案及び決裁又は施行をした文書については、なお従前の例による。

教育委員会関係

規 則

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 31 日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 須 貝 英 彦

山形県教育委員会規則第12号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年 4 月県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

|         |   |           |     |      |     |  |  |  |   |
|---------|---|-----------|-----|------|-----|--|--|--|---|
| 別表第 1 中 | 同 | 上山明新館高等学校 | 普 通 |      | 160 |  |  |  | を |
|         |   |           | 農 業 | 食料生産 | 40  |  |  |  |   |
|         |   |           | 商 業 | 情報経営 | 40  |  |  |  |   |

|   |           |     |      |      |  |  |  |    |
|---|-----------|-----|------|------|--|--|--|----|
| 同 | 上山明新館高等学校 | 普 通 |      | 160  |  |  |  | に、 |
|   |           | 農 業 | 食料生産 | 募集停止 |  |  |  |    |
|   |           | 商 業 | 園芸食品 | 40   |  |  |  |    |
|   |           |     | 情報経営 | 40   |  |  |  |    |

|   |           |     |      |     |     |  |      |   |
|---|-----------|-----|------|-----|-----|--|------|---|
| 同 | 新庄志誠館高等学校 | 普 通 |      | 120 | 普 通 |  | 夜 40 | を |
|   |           | 理 数 | 理数探究 | 40  |     |  |      |   |
|   |           | 国 際 | 国際探究 | 40  |     |  |      |   |
|   | 最上校       | 普 通 |      | 40  |     |  |      |   |

|   |           |     |      |     |     |  |      |       |
|---|-----------|-----|------|-----|-----|--|------|-------|
| 同 | 新庄志誠館高等学校 | 普 通 |      | 120 | 普 通 |  | 午前40 | に改める。 |
|   |           | 理 数 | 理数探究 | 40  |     |  |      |       |
|   |           | 国 際 | 国際探究 | 40  |     |  |      |       |
|   | 最上校       | 普 通 |      | 40  |     |  |      |       |

附 則

この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

山形県立中学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 31 日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 須 貝 英 彦

山形県教育委員会規則第13号

山形県立中学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立中学校管理運営規則（平成27年 8 月県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

|            |            |    |       |
|------------|------------|----|-------|
| 第 2 条の表中   | 山形県立致道館中学校 | 99 | を     |
| 山形県立致道館中学校 |            | 99 | に改める。 |
|            | 山形県立すばる中学校 | 33 |       |

第 4 条第 1 項中「中学校（次項において）」を「中学校（以下）」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（山形県立すばる中学校における教育課程の実施）

第 4 条の 2 山形県立すばる中学校においては、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条において読み替えて準用する同規則第56条の 4 の規定により、特別の教育課程による教育を施すものとする。

第8条を第9条とする。

第7条の見出しを「（併設型中学校に関する準用規定）」に改め、同条中「教育委員会規則」を「県教育委員会規則」に、「中学校」を「併設型中学校」に改め、同条の表中

|      |                      |         |
|------|----------------------|---------|
| 第39条 | 別に定める様式による入学願書       | 別記様式第4号 |
|      | 出身学校長を経由して、志願する高等学校長 | 校長      |

を

|      |                      |    |
|------|----------------------|----|
| 第39条 | 出身学校長を経由して、志願する高等学校長 | 校長 |
|------|----------------------|----|

に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1

条を加える。

（山形県立すばる中学校の入学資格）

第7条 山形県立すばる中学校に入学することができる者は、山形県内に居住し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）義務教育を修了せずに学齢期（その者の満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間をいう。第3号において同じ。）を経過した者
- （2）不登校等で十分な教育を受けられないまま義務教育を修了した者
- （3）日本の義務教育を受けることを希望する学齢期を経過した外国の国籍を有する者

第8条の次に次の1条を加える。

（山形県立すばる中学校に関する準用規定）

第8条の2 山形県立高等学校管理運営規則第2条、第4条、第6条の2から第10条まで（第8条第1項ただし書を除く。）、第11条から第17条まで、第19条第1項、第25条、第27条から第35条まで、第38条から第44条まで（第38条第2項及び第39条ただし書を除く。）、第45条（第5項を除く。）、第46条及び第48条から第50条までの規定は、山形県立すばる中学校に準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|               |                                              |                    |
|---------------|----------------------------------------------|--------------------|
| 第10条第2項       | 各学年又は年次                                      | 各学年                |
|               | 高等学校教育課程表（別記様式第1号）                           | 高等学校教育課程表          |
| 第11条          | 高等学校授業日数時間数表（別記様式第2号）                        | 高等学校授業日数時間数表       |
| 第17条第2項       | 学年若しくは年次又は学級若しくは特定の集団                        | 学年又は特定の集団          |
| 第38条（見出しを含む。） | 選抜                                           | 審査                 |
| 第39条          | 教育長が別に定める様式による入学願書及び出身学校長の作成した調査書並びに入学者選抜手数料 | 教育長が別に定める様式による入学願書 |
|               | 出身学校長を経由して、志願する高等学校長                         | 校長                 |
| 第40条          | 第1学年若しくは第1年次                                 | 第1学年               |
|               | 第2学年若しくは第2年次                                 | 第2学年               |
| 第42条          | 住民票抄本及び入学料                                   | 住民票抄本              |
| 第45条第1項       | 転学又は他の課程に転籍                                  | 転学                 |
|               | 転学（転籍）願書                                     | 転学願書               |

## 附 則

- 1 この規則は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 令和8年度に行う山形県立すばる中学校の入学者審査及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の

施行前においても、この規則による改正後の山形県立中学校管理運営規則の規定の例によりすることができる。  
この場合において、第8条の2の表中「校長」とあるのは、「学力向上推進監（兼）教育次長」と読み替えるものとする。

## 人事委員会関係

### 訓 令

#### 山形県人事委員会訓令第3号

事 務 局

公印規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年7月31日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

#### 公印規程等の一部を改正する訓令

（公印規程の一部改正）

第1条 公印規程（昭和41年4月22日山形県人事委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「決裁ずみの原議書」を「決裁済の原議」に、同条第3項中「原議書が適正な専決者又は代決者の決裁を得ているかどうか、及び公印を押なつする文書が原議書に適合しているかどうか」を「原議が適正な専決者又は代決者の決裁を得ているかどうか、公印を押なつする文書が原議に適合しているかどうか並びに書式、形式及び字句が適正であるかどうか」に改める。

（山形県人事委員会公文書管理規程の一部改正）

第2条 山形県人事委員会公文書管理規程（令和2年3月27日山形県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第22条」を「第20条」に、「第23条」を「第21条」に、「第37条」を「第38条」に、「第38条―第40条」を「第39条―第41条」に、「第41条」を「第42条」に、「第42条・第43条」を「第43条・第44条」に、「第44条―第46条」を「第45条―第47条」に、「第47条」を「第48条」に、「第48条―第50条」を「第49条―第51条」に、「第51条・第52条」を「第52条・第53条」に、「第53条・第54条」を「第54条・第55条」に、「第55条・第56条」を「第56条・第57条」に改める。

第2条第5号中「をいう。）」を「をいう。以下同じ。）」に改め、同条中第11号を削り、第12号を第11号とし、同号中「電子計算機による情報処理の用に供される電磁的記録に記録することができる」を「電子文書に記録することができる」に改め、同号の次に次の1号を加える。

（12）文書管理システム 電子計算機を使用して文書の收受、起案、決裁、保存、廃棄その他の公文書の管理に関する事務の処理を行うための電子情報処理組織であって、総務部高等教育政策・学事文書課長が管理するものをいう。

第2条第13号中「をいう。」を「（文書管理システムを除く。）をいう。」に改める。

第4条第2項中「職員課長及び任用・公平主幹」を「職員課長」に改める。

第5条第3項第4号中「廃棄」を「廃棄（電子文書の削除を含む。以下同じ。）」に改める。

第8条第3項第1号中「收受（）」を「配布及び收受（）」に、「除く。）」を「除く。）の補助」に改める。

第11条第1項を次のように改める。

公文書は、他の法令等の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。第42条第2項において同じ。）により作成し、取得し、又は保存しなければならない場合、当該公文書を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）により管理することによって事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがある場合その他特別の事情があると総括文書管理者が認める場合を除き、電磁的方法により作成し、取得し、又は体系的に保存するものとする。

第11条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 公文書のうち文書管理システム又は電子決裁システムに登録した電子公文書は、これらのシステムによる方法により体系的に保存するものとする。
- 3 公文書（電子公文書を除く。）は、常に丁寧に取り扱うとともに、その受渡しを確実に行之、汚損が甚だしい

ときは、適宜の方法により補修し、常に公文書の内容が明らかであるようにしておかなければならない。

第12条第1項中「文書管理に関する」を削る。

第15条第2項中「山形県イントラ情報システム」を「山形県庁ポータルサイト」に改め、同条第3項中「の書き方」を削り、「除き」を「除き、」に改める。

第16条第3項を削る。

第17条及び第18条を次のように改める。

（勤務時間外の文書の取扱い）

第17条 勤務時間外に送達された文書（電子文書を除く。）は、職員課長が指名する者が受領し、次に掲げる方法により処理し、文書取扱担当者に引き継がなければならない。

（1）内容証明及び配達証明並びに持参人が権利の得喪に関係ある旨を表明した文書は、当該文書の封皮又は余白に到着の日時を記入しておくこと。

（2）書留の取扱いによる文書は、書留文書送達簿に所要の事項を記入すること。

（3）前2号以外の文書は、結束しておくこと。

2 前項に規定する職員課長が指名する者は、受領した文書で緊急の処理を要すると認められるものについては、直ちに名あて者又は関係者に連絡しなければならない。

（郵便料金の不足又は未納の場合の取扱い）

第18条 前条第1項に規定する職員課長が指名する者において郵便料金が不足又は未納の郵便物の送達を受けた場合は、発信者が官公庁であるとき又は公務に関し特に必要と認めたときに限り、その不足又は未納の料金を支払って受領することができる。

第19条中「次条において同じ。」を削る。

第20条及び第21条を次のように改める。

（收受した文書の処理）

第20条 文書取扱担当者は、文書取扱主任者の指示により、收受した文書を担当の係長（これに準じる職にある者を含む。以下「担当係長」という。）、担当者又は名あて者（以下「担当係長等」という。）に配布しなければならない。

2 担当係長等は、文書管理システムに、件名、收受年月日その他必要な事項を入力し、收受した文書その他必要な書類を添付して登録することにより收受文書管理簿（別記様式第3号）への登録を行わなければならない。ただし、收受した文書に総括文書管理者が別に定めるものが含まれる場合は、收受文書管理簿への登録を要しないものとする。

3 担当係長等は、第1項の規定により配布を受けた紙の文書について、收受の手続をとる必要がないと文書取扱主任者が認める文書を除き、受付日付印を押印しなければならない。ただし、前項の規定により收受文書管理簿に登録した文書については、この限りでない。

4 担当係長等は、第1項の規定により配布を受けた文書のなかに異例又は疑義のあるものがあるときは、速やかに上位の職員に提示して処理方針、処理期限、合議の有無等必要な指示を受けなければならない。

5 直接文書の送達を受けた者は、收受した文書について、前3項の規定の例により当該文書を処理しなければならない。

（文書の起案等）

第21条 文書の起案は、文書管理システムに、件名、内容、理由、経緯等の必要な事項を入力し、文案及び関係文書その他必要な書類（以下「文案等」という。）を添付して登録することにより行われなければならない。ただし、文案等に総括文書管理者が別に定めるものが含まれる場合は、当該文案等を添付しないことができる。

2 前項ただし書の場合において、起案を行った者（以下「起案者」という。）は、当該文案等に文書管理システムにより出力した添付文書管理票を添えて回付を行うものとする。

3 第1項の規定に関わらず、次に掲げる場合においては、文書管理システムによらずに起案を行うことができる。

（1）業務に電子決裁システム（電子決裁機能を有するもの又は決裁欄が印字された起案用紙が出力できるものに限る。）を使用する場合

（2）決裁又は合議を行う者が文書管理システムを使用できない場合

（3）起案を行う者が文書管理システムを使用できない場合

（4）前3号に掲げる場合のほか、文書管理システムにより起案を行わないことについて相当な理由があると総括文書管理者が認める場合

- 4 前項の規定による起案は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。
- (1) 前項第1号 電子決裁システムによる方法又は電子決裁システムにより出力される決裁欄が印字された起案用紙を用いる方法
  - (2) 前項第2号 文書管理システムにより出力した起案用紙を用いる方法
  - (3) 前項第3号及び第4号 起案用紙（別記様式第4号）を用いる方法
- 5 定例に属する文書は、あらかじめ、職員課長の承認したものに限り、例文伺いにより処理することができる。この場合において、起案文書に「例文伺」及び例文伺登録簿（別記様式第5号）の承認番号を記載するものとする。
- 6 職員課長は、例文伺登録簿を備え、前項による承認の都度所要の事項を記録しておかなければならない。
- 7 文書の回覧をするときは、文書管理システムに、件名、内容等の必要な事項を入力し、必要に応じ、関係文書を添付して登録することにより行わなければならない。ただし、関係文書に総括文書管理者が別に定めるものが含まれる場合は、文書管理システムにより出力した回覧用紙を用いて処理するものとする。
- 8 保存期間が1年未満である文書は、収受した文書の余白に処理案を設ける等適宜の方法で処理することができる。
- 第22条を削る。
- 第3章第4節の節名を削る。
- 第20条の次に次の節名を付する。
- 第4節 文書の起案及び決裁
- 第23条を削る。
- 第24条の前の見出しを削り、同条第1項中「、起案文書」を「、第21条第4項各号に規定する起案用紙又は前条第2項の規定による添付文書管理票を添えた文案等（以下「起案文書等」という。）」に、「当該起案文書」を「当該起案文書等」に改め、同条第2項中「起案文書」を「起案文書等」に改め、同条を第22条とし、同条の前に見出しとして「（起案文書等の処理）」を付する。
- 第25条第1項中「起案を行った者（以下「」及び「」という。）」を削り、同条を第23条とする。
- 第26条を第24条とする。
- 第27条の前の見出しを削り、同条中「起案文書を持ち回って」を「口頭で説明し、又は起案文書等を持ち回ることによって」に改め、同条を第25条とし、同条の前に見出しとして「（持ち回り決裁等）」を付する。
- 第28条中「りん議」を「回議」に改め、同条を第26条とし、第3章第4節中同条の次に次の2条を加える。
- （決裁後の処理）
- 第27条 起案者は、起案文書が決裁されたときは、決裁年月日を文書管理システム若しくは電子決裁システムに登録し、又は第21条第4項各号に規定する起案用紙に記入しなければならない。
- （決裁文書の廃案等）
- 第28条 起案者は、決裁文書に基づいて公文書を施行する前に当該決裁文書を廃案とし、又は当該決裁文書の内容に変更（誤字又は脱字の訂正その他の軽微な変更を除く。）を加える必要が生じた場合、当該決裁文書を廃案とする旨又は当該変更後の内容について、その理由を添えて改めて起案し、決裁を受けなければならない。
- 2 前項の規定により起案した決裁文書は、前条の規定の例により処理するものとする。
- 第29条第1項中「付けなければ」を「付さなければ」に改め、同項第1号中「法令番号簿（別記様式第7号）を「法令番号簿（別記様式第6号）」に、「付ける」を「付す」に改め、同項第2号中「「山人委」の記号」を「文書管理システムにより付される記号」に、「付ける」を「付す」に改め、同項第3号中「「山人委」の記号」を「文書管理システムにより付される記号」に、「付ける」を「付す」に改め、同項に次の1号を加える。
- (4) 災害、システム障害その他やむを得ない事由により文書管理システムが利用できない場合は、前2号の規定にかかわらず、「山人委」の記号及び庶務係が管理する公文書番号簿（別記様式第7号）により会計年度による一連番号を付すこと。
- 第29条第2項中「の各号」を削る。
- 第30条を削る。
- 第31条第2項中「付けた」を「付した」に改め、「番号及び」を削り、「、当該施行文書に係る決裁文書及び公文書番号簿（別記様式第8号）」を「文書管理システム若しくは電子決裁システムに登録し、又は当該施行文書に係る番号及び施行年月日を第21条第4項各号に規定する起案用紙」に改め、同項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。
- 3 起案者は、公文書番号簿により施行文書の番号を付した場合、当該施行文書に係る番号及び施行年月日を公文

書番号簿に転記しなければならない。

第31条を第30条とする。

第32条を削る。

第33条第3項を削り、同条を第31条とし、第34条を第32条とし、同条の次に次の2条を加える。

（施行）

第33条 公文書の施行は、次に掲げる方法により行うものとする。

- （1）郵便等による発送（使送を含む。）
  - （2）県公報に登載する方法
  - （3）電子メール又はファクシミリ装置を使用した送信
  - （4）文書管理システムを使用した送信
  - （5）山形県ホームページ又は山形県庁ポータルサイトへの掲載
  - （6）前号の方法に準ずる方法として総括文書管理者が別に定めるもの
- （郵送による文書の発送）

第34条 郵送については庶務係、その他の方法については主務担当において手続をしなければならない。

2 文書を書留で発送するときは、職員課長が別に定める手続により行わなければならない。

3 速達、書留その他特殊の取扱を必要とする発送文書には、起案者においてその旨を封皮に表示しなければならない。

第35条及び第36条を削り、第37条を第35条とする。

第56条を第57条とし、第48条から第55条までを1条ずつ繰り下げる。

第47条第2項中「個人情報記載された」を削り、同条を第48条とする。

第46条第3項中「期間満了ファイル等について、30年を超えて保存しようとするときは、あらかじめ知事に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、」を「施行規則第9条第2項後段に規定するところにより」に改め、同条を第47条とする。

第45条第8項中「移管廃棄簿」を「文書管理システムをもって調製される移管廃棄簿」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 文書管理者は、第1項の規定により電磁的記録である期間満了ファイル等を移管するときは、暗証番号の設定、暗号化等の保護措置の解除その他の当該公文書ファイル等を一般の利用に供するために必要な措置を講ずるものとする。

第45条を第46条とし、第44条を第45条とする。

第43条の見出し中「公表」を「調製及び公表」に改め、同条中「は、」を「は、文書管理システムをもって調製するものとし、」に改め、同条を第44条とする。

第42条第1項中「第44条」を「第45条」に改め、同条を第43条とする。

第41条に次の1項を加える。

2 公文書ファイル等は、他の法令等の規定により書面等により保存しなければならない場合、当該公文書を電磁的方法により管理することによって事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがある場合その他特別の事情があると総括文書管理者が認める場合を除き、電磁的方法（文書管理システム又は電子決裁システムに登録した電子公文書は、これらのシステムによる方法）により体系的に保存するものとする。

第41条を第42条とする。

第40条第1項中「第38条第1項第1号」を「第39条第1項第1号」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、他の法令等の規定により保存期間が設定されている公文書にあっては、当該保存期間とする。

第40条第2項中「もの」を「もの（以下「常用文書」という。）」に改め、同条第6項中「に掲げる」を「の」に改め、同条第8項中「第38条第1項第3号」を「第39条第1項第3号」に改め、同条第10項を次のように改める。

10 常用文書について業務に常時利用する必要がなくなったときは、第1項及び第3項から前項までの規定を適用する。この場合において、当該文書に係る公文書作成取得日及び公文書ファイル作成日は、業務に常時利用する必要がなくなった日とする。

第40条を第41条とし、第39条を第40条とする。

第38条第1項第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 電子公文書ファイル（電子公文書のみで構成される公文書ファイルをいう。）及び電子公文書について、適切に整理し、及び保存すること。

(5) 前号の規定にかかわらず、文書管理システム又は電子決裁システムに登録した電子公文書は、これらのシステムを使用して適切に整理し、及び保存すること。

第38条第 3 項を次のように改める。

3 紙の公文書ファイルとして保存する場合、職員は、次に掲げる事務を行わなければならない。

(1) 公文書ファイルには、文書管理システムにより出力した文書目録又は公文書索引（別記様式第 8 号）を付け、所要の事項を記載すること。ただし、保存期間を第41条第 1 項第 5 号若しくは第 6 号又は同条第 2 項のいずれかに規定する期間に設定した公文書には、公文書索引を付けることを省略することができること。

(2) 公文書ファイルの厚さは、原則として 6 センチメートル以内とし、表紙及び文書管理システムにより出力した背表紙を付けること。ただし、保存期間を第41条第 1 項第 6 号に規定する期間に設定した公文書には、背表紙（別記様式第 9 号）を付けること。

第38条第 4 項及び第 5 項を削り、同条を第39条とし、第 3 章第 5 節中同条の前に次の 3 条を加える。

（電子メールによる送信）

第36条 電子メールを使用した公文書の送信については、第31条第 2 項の規定により公印の押印を省略した公文書及び第32条の規定により電子署名を行った公文書について、別に定めるところにより行うものとする。

（文書管理システムによる送信）

第37条 文書管理システムにより起案された施行文書で県の組織に発するもの（総括文書管理者が定めるものを除く。）は、文書管理システムを使用して送信するものとする。

（山形県ホームページ又は山形県庁ポータルサイトへの掲載）

第38条 山形県ホームページ又は山形県庁ポータルサイトへの公文書の掲載については、電磁的記録について、別に定めるところにより行うものとする。

別記様式第 3 号中「收受文書送達簿」を「收受文書管理簿」に改める。

別記様式第 5 号を削り、別記様式第 6 号を別記様式第 5 号とし、別記様式第 7 号から別記様式第10号までを 1 号ずつ繰り上げる。

## 附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第 2 条の規定による改正後の山形県人事委員会公文書管理規程の規定（第29条の規定を除く。）は、この訓令の施行の日以後に收受、起案及び決裁又は施行をする文書から適用し、同日前に收受、起案及び決裁又は施行をした文書については、なお従前の例による。

## 公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 1 条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和 8 年 7 月 31 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

山形県基幹高速通信ネットワーク単独公所用 V L A N 透過型 L 2 アクセス回線通信サービス 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県みらい企画創造部 D X 推進課デジタル基盤整備担当

山形市松波二丁目 8 番 1 号 電話番号 023 (630) 2152

3 落札者を決定した日 令和 8 年 7 月 2 日

4 落札者の名称及び所在地

株式会社ハイテックシステム 山形市松波一丁目 16 番 7 号

5 落札金額 68, 508, 000 円

- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札  
 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
 令和8年5月22日

令和9年度山形県立すばる中学校の入学者を次のとおり募集する。

令和8年7月31日

山 形 県 教 育 委 員 会  
 教 育 長 須 貝 英 彦

| 学 校 名      | 入学定員    |
|------------|---------|
| 山形県立すばる中学校 | 第1学年 33 |
|            | 第2学年 33 |
|            | 第3学年 33 |

（注）入学者志願に係る詳細については別記「令和9年度山形県立すばる中学校の入学志願要項」に定めるところによる。

#### 別記

##### 令和9年度山形県立すばる中学校の入学志願要項

#### 1 志願資格

次のいずれかに該当する者とする。

##### （1）山形県内に住所を有し、次のいずれかに該当する者

- イ 義務教育を修了せずに学齢期を経過した者  
 ロ 不登校等で十分な教育を受けられないまま義務教育を修了した者又は令和9年3月に修了する見込みの者  
 ハ 日本の義務教育を受けることを希望する学齢期を経過した外国籍の者

##### （2）入学までに山形県内に住所を有し、（1）のイからハのいずれかに該当する者

#### 2 通学区域 県下一円

#### 3 募集

第一次募集を実施し、入学定員に満たない場合は、第二次募集を実施する。

#### 4 第一次募集

##### （1）出願に必要な書類及び提出期間

##### イ 必要な書類

- (i) 入学願書  
 (p) 返信用封筒 2通  
 (h) 住民票抄本

##### ロ 提出期間

出願に必要な書類は、令和8年8月5日（水）から同月18日（火）までに山形県教育局義務教育課多様な学び推進室まで提出する。

##### （2）面接及び結果通知書の発送

面接を実施し、志願理由等を総合的に審査する。

イ 面接は、令和8年9月7日（月）から同月11日（金）までに山形県庁で行う。

ロ 結果通知書は、令和8年9月18日（金）までに発送する。

#### 5 第二次募集

第二次募集の実施については、令和8年9月18日（金）に山形県ホームページ <https://www.pref.yamagata.jp> に掲載する。

#### 6 その他

細部については、「令和9年度山形県立すばる中学校入学手続き」によるものとする。

## そ の 他

山形県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、令和7年度決算の要旨を公告する。

令和8年7月31日

山形県市町村職員共済組合

理 事 長 佐 藤 孝 弘

### 1 組合に属する地方公共団体等について

| 市  | 町  | 村 | 一部<br>事務組合等 | 合 計 |
|----|----|---|-------------|-----|
| 13 | 19 | 3 | 22          | 57  |

### 2 組合員数及び標準報酬月額について

| 組合員の種別                  |    | 一般        | 短期<br>組合員 | 市町<br>村長 | 特定<br>消防 | 長期<br>組合員 | 後期高齢者等<br>短期組合員 | 市町村長<br>長期組合員 | 船員<br>一般 | 船員短期<br>組合員 | 任意<br>継続 |
|-------------------------|----|-----------|-----------|----------|----------|-----------|-----------------|---------------|----------|-------------|----------|
| 組合員数（人）                 |    | 14,647    | 7,099     | 29       | 1,494    | 2         | 38              | 6             | 7        | 3           | 322      |
| 標準報酬<br>月 額<br>(千円)     | 長期 | 5,836,050 |           | 18,820   | 620,880  | 1,300     |                 | 3,590         | 2,340    |             |          |
|                         | 短期 | 6,163,150 | 1,367,834 | 24,140   | 621,130  | 2,060     | 8,526           | 4,690         | 2,340    | 940         | 74,790   |
| 1人当たり<br>標準報酬（円）<br>月 額 | 長期 | 398,446   |           | 648,965  | 415,582  | 650,000   |                 | 598,333       | 334,285  |             |          |
|                         | 短期 | 420,778   | 192,679   | 832,413  | 415,749  | 1,030,000 | 224,368         | 781,666       | 334,285  | 313,333     | 232,267  |

### 3 組合職員の数について

| 経 理 単 位 | 業 務 | 保 健 | 宿 泊 | 貯 金 | 貸 付 | 物 資 | 合 計 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 人 員     | 21  | 4   | 10  | 3   | 1   | 1   | 40  |

## 4 各経理単位の収支状況について (単位：千円)

| 区 分             | 短 期        | 厚生年金<br>保 険 | 退職等年金     | 経過的長期<br>経過的長期 | 退職等年金<br>預託金管理 | 経過的長期<br>預託金管理 | 業 務     | 保 健     | 宿 泊     | 貯 金     | 貸 付    | 物 資    |
|-----------------|------------|-------------|-----------|----------------|----------------|----------------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|
| (収 入)           |            |             |           |                |                |                |         |         |         |         |        |        |
| 負 担 金           | 6,798,630  | 14,239,570  | 762,044   | 97,077         |                |                | 210,581 | 423,604 |         |         |        |        |
| 掛 金 ・ 保 険 料     | 6,781,581  | 9,270,064   | 762,036   |                |                |                |         | 235,627 |         |         |        |        |
| 施設収入・商品売上       |            |             |           |                |                |                |         |         | 329,487 |         |        |        |
| 連 合 会 交 付 金     | 637,488    |             |           |                |                |                | 80,127  | 705     |         |         | 83     |        |
| 利 息 及 び 配 当 金 等 | 7,544      |             |           |                | 4,814          | 1,136          | 1,039   | 1,569   | 818     | 277,978 | 263    | 270    |
| そ の 他 収 入       | 992        |             |           |                |                |                | 99      | 9       | 570     |         | 12,368 | 37,543 |
| 他経理からの繰入金       |            |             |           |                |                |                | 40,117  |         | 83,705  |         |        |        |
| 前年度繰越支払準備金      | 1,065,287  |             |           |                |                |                |         |         |         |         |        |        |
| 計               | 15,291,522 | 23,509,634  | 1,524,080 | 97,077         | 4,814          | 1,136          | 331,963 | 661,514 | 414,580 | 277,978 | 12,714 | 37,813 |
| (支 出)           |            |             |           |                |                |                |         |         |         |         |        |        |
| 給 付 金           | 7,168,847  |             |           |                |                |                |         |         |         |         |        |        |
| 役 職 員 給 与       |            |             |           |                |                |                | 142,176 | 29,866  | 154,555 | 20,685  | 7,874  | 9,966  |
| 旅 費 ・ 事 務 費     |            |             |           |                |                |                | 17,279  | 1,545   | 3,702   | 1,495   | 1,424  | 1,259  |
| 商品仕入・飲食材料費等     |            |             |           |                |                |                |         |         | 88,632  |         |        |        |

| 委 託 費       |            |            |           |        |       |       |  |  |       | 3,946   | 1,721   | 6,281    |         | 30      | 5,688   |
|-------------|------------|------------|-----------|--------|-------|-------|--|--|-------|---------|---------|----------|---------|---------|---------|
| 支 払 利 息     |            |            |           |        |       |       |  |  | 4,814 | 1,136   |         |          | 176,889 | 4,777   | 2,100   |
| 連 合 会 払 込 金 | 162,844    |            |           |        |       |       |  |  |       |         |         |          |         |         |         |
| 負 担 金 払 込 金 |            | 14,239,570 | 762,044   | 97,077 |       |       |  |  |       |         |         |          |         |         |         |
| 掛 金 払 込 金   |            | 9,270,064  | 762,036   |        |       |       |  |  |       |         |         |          |         |         |         |
| 事務費負担金払込金   |            |            |           |        |       |       |  |  |       | 92,813  |         |          |         |         |         |
| 連 合 会 拠 出 金 | 749,083    |            |           |        |       |       |  |  |       |         |         |          |         |         |         |
| 老人保健拠出金     |            |            |           |        |       |       |  |  |       |         |         |          |         |         |         |
| 退職者給付拠出金    |            |            |           |        |       |       |  |  |       |         |         |          |         |         |         |
| 前期高齢者納付金    | 1,743,168  |            |           |        |       |       |  |  |       |         |         |          |         |         |         |
| 後期高齢者支援金    | 2,815,209  |            |           |        |       |       |  |  |       |         |         |          |         |         |         |
| 病床転換支援金     | 1          |            |           |        |       |       |  |  |       |         |         |          |         |         |         |
| 介護納付金       | 1,211,938  |            |           |        |       |       |  |  |       |         |         |          |         |         |         |
| 他経理への繰入金    | 40,117     |            |           |        |       |       |  |  |       |         | 63,705  |          |         |         | 20,000  |
| その他の支出      | 5,310      |            |           |        |       |       |  |  |       | 74,524  | 545,469 | 182,713  | 63,295  | 7,549   | 8,603   |
| 次年度繰越支払準備金  | 1,104,806  |            |           |        |       |       |  |  |       |         |         |          |         |         |         |
| 計           | 15,001,323 | 23,509,634 | 1,524,080 | 97,077 | 4,814 | 1,136 |  |  |       | 330,738 | 642,306 | 435,883  | 262,364 | 21,654  | 47,616  |
| 当期利益金       | 290,199    | 0          | 0         | 0      | 0     | 0     |  |  |       | 1,225   | 19,208  | △ 21,303 | 15,614  | △ 8,940 | △ 9,803 |

## 5 各経理単位の資産及び負債・資本の状況について (単位：千円)

| 区 分     | 短 期       | 厚生年金<br>保 険 | 退職等年金  | 経過的長期 | 退職等年金<br>預託金管理 | 経過的長期<br>預託金管理 | 業 務     | 保 健     | 宿 泊       | 貯 金        | 貸 付       | 物 資     |
|---------|-----------|-------------|--------|-------|----------------|----------------|---------|---------|-----------|------------|-----------|---------|
| (資 産)   |           |             |        |       |                |                |         |         |           |            |           |         |
| 流 動 資 産 | 3,526,986 | 1,423,894   | 95,098 | 608   | 15,557         | 93,301         | 473,248 | 753,713 | 449,960   | 2,426,162  | 161,711   | 490,370 |
| 固 定 資 産 |           |             |        |       | 466,000        | 719,726        | 6,162   | 1,719   | 798,071   | 25,667,462 | 966,062   | 1,153   |
| 計       | 3,526,986 | 1,423,894   | 95,098 | 608   | 481,557        | 813,027        | 479,410 | 755,432 | 1,248,031 | 28,093,624 | 1,127,773 | 491,523 |
| (負債・資本) |           |             |        |       |                |                |         |         |           |            |           |         |
| 流 動 負 債 | 25,856    | 1,423,894   | 95,098 | 608   |                |                | 4,929   | 29,096  | 27,288    | 26,505,175 | 24        | 2,338   |
| 固 定 負 債 | 1,104,806 |             |        |       | 481,557        | 813,027        | 68,730  | 24,361  | 65,599    | 6,700      | 526,069   | 301,498 |
| 剰 余 金   | 2,396,324 |             |        |       |                |                | 405,751 | 701,975 | 1,155,144 | 1,581,749  | 601,680   | 187,687 |
| 計       | 3,526,986 | 1,423,894   | 95,098 | 608   | 481,557        | 813,027        | 479,410 | 755,432 | 1,248,031 | 28,093,624 | 1,127,773 | 491,523 |